

今号では、7月2日(火)に県公館で開催されました、県主催の『指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する副市町長会議』の内容等についてお知らせいたします。

環境省は会議の場で、市町ごとの暫定集約保管に向け、関係6市町(日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町、那珂川町)の農家が一時保管をしていられる指定廃棄物について、放射能濃度を再測定する方針を示しました。

なお、本町はこの会議の出席対象から外れておりますので、会議の内容等については、県から提供された情報に基づき記載いたしました。

## この会議開催に至るまでの経緯

環境省は、一時保管農家の負担軽減が喫緊の課題であるとして、一昨年の7月10日、一時保管農家を抱える関係6市町長会議を行いました。同省は、市町ごとの一ケ所または数ケ所による暫定集約保管を提案しましたが、一部から異論が出て合意には至りませんでした。その後、昨年11月26日に第2回目の関係6市町長会議を開催。市町ごとの暫定集約保管を再度、提案。この会議において、関係6市町は、了承され、合意された。

また、本年2月に、県と関係6市町の担当課長によるワーキンググループを設置、各市町から要望が上がっていた放射能濃度の再測定について、環境省を交えて3回の会議を開き検討を進めていた。

## 環境省が示した放射能濃度の再測定の実施方針(案)とは

【再測定の目的】  
農家が保管する指定廃棄物の集約に向けた検討に当たり、住民への安全性の説明、減容化や保管方法の決定等のため、指定廃棄物の放射能濃度を把握する必要があることから、放射能濃度の再測定を実施することとする。

【調査対象】  
関係6市町内の農家 1233名が保管する指定廃棄物145ヶ所、約2990トンの全てを対象とする。

牧草	78ヶ所	約1880トン
稲わら	49ヶ所	約280トン
堆肥	18ヶ所	約830トン

## 【調査の流れ】

- ・保管市町の了解を得た上で、再測定の実施について保管者に伝達し、了解を得る。その後、具体的な日程を調整する。
- ・7月〜翌年1月を目途に試料採取を行う。

- ・測定は試料採取後、1ヶ月程度を予定。
- ・翌年3月を目途に、結果のとりまとめを行う。
- ・結果の公表後、保管者に対して、個別の測定結果を提供する。

## 【試料採取方法】

- ・指定申請時の単位で、ガイドラインに準拠した試料(10点以上)を採取。
- ・指定申請時に採取した箇所が明らかかな場合には、できるだけ指定申請時と同じ箇所から採取する。
- ・一つの申請単位で保管量が多く、発生時期が異なる場合には、濃度のばらつきが大きいことが想定されるため、一定の濃度毎に区分できる場合には、測定単位を分割するなど実態をより反映しやすいように弾力的に対応する。

- ・前回(平成28年)に再測定を実施した場所についても再測定の対象とするが、改めてのサンプリングはせず、当時採取し保管されたサンプルの測定を行う。

## 【費用】

国が全費用を負担する。

## 【測定結果の公表等】

- ・測定単位ごとの測定結果の数値を公表する。記載方法については、場所が特定されないよう配慮することとし、引き続き環境省と県・市町で協議する。

- ・再測定の作業と並行して、集約に向けた具体的な方針について環境省と各市町の間で協議を進める。

## 会議の結果は

会議では、関係6市町と県は、異論はなく一定の理解を示し了承された。副市町長からは、「結果の公表には、風評被害が起きないよう注意してほしい。」「暫定集約場所の検討に当たっては、国・県の土地の情報も提供してほしい。」「測定の結果、8000ベクレル/キログラム以下に減衰しても、国の責任で処理してほしい。」等の意見があったということだ。

環境省は、放射能濃度の再測定の作業と並行して、集約に向けた具体的な方針を協議するとのことですので、各市町において、今後、何らかの暫定集約保管の動きがあります。

## (裏面)

指定廃棄物の放射能濃度の再測定の実施方針(案)

## 指定廃棄物の放射能濃度の再測定の実施方針（案）

令和元年7月2日  
環 境 省

### 1. 再測定の目的

農家が保管する指定廃棄物の集約に向けた検討に当たり、住民への安全性の説明、減容化や保管方法の決定等のため、指定廃棄物の放射能濃度を把握する必要があることから、放射能濃度の再測定を実施することとする。

### 2. 調査対象

測定箇所絞り込みを行うことはせず、農家（123名）が保管する指定廃棄物（145カ所（測定単位）、約2,990トン）のすべてを再測定の対象とする。

牧草	78か所（測定単位）、約1,880トン
稲わら	49か所（測定単位）、約280トン
堆肥	18か所（測定単位）、約830トン

### 3. 調査の流れ

- 保管市町の実情を把握し、再測定の実施について保管者に伝達し、了解を得る。その後、具体的な日程を調整する。
- 7月～翌年1月を目途に試料採取を行う。
- 測定は試料採取後、1か月程度を予定。
- 翌年3月を目途に、結果のとりまとめを行う。
- 結果の公表後、保管者に対しても、個別の測定結果を提供する。

### 4. 試料採取方法

- 指定申請時の単位で、ガイドラインに準拠した試料（10点以上）を採取。  
（※）ガイドラインでは、汚染状態が概ね同一と推定される単位ごとに、廃稲わらや廃牧草等については、10点以上の試料採取を行うこととされている。
- 指定申請時に採取した箇所が明らかな場合には、できるだけ指定申請時と同じ箇所から試料を採取する。
- 1つの申請単位で保管量が多く発生時期が異なる場合などには、濃度のばらつきが大きいことが想定されるため、一定の濃度毎に区分できる場合には、測定単位を分割するなど実態をより反映しやすいよう弾力的に対応する。
- 前回（平成28年）に再測定を実施した場所についても再測定の対象とするが、改めてのサンプリングはせず、当時採取し保管されたサンプルの測定を行う。

### 5. 費用

国が全費用を負担する。

### 6. 測定結果の公表等

- 測定単位ごとの測定結果の数値を公表する。記載方法については、場所が特定されないよう配慮することとし、引き続き環境省と県・市町で協議する。
- 再測定の作業と並行して、集約に向けた具体的な方針について環境省と各市町の間で協議を進める。